こうほう　令和2年(2020年) 3月31日号　NO.72

佐倉市の上下水道

発行
佐倉市
上下水道部
住　所
佐倉市海隣寺町97番地

●2面…令和２年度予算の概要

赤水(濁り水)の発生による捨て水について

昨年9月、10月の災害で被害にあわれた皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げます。また、赤水でご迷惑をおかけしました地区の方々に心よりお詫び申し上げます。今回は赤水(濁り水)による捨て水を行っていただいた場合のお手続きについてご紹介します。

そもそも赤水(濁り水)とは？

赤水(濁り水)の主な原因は、地下水の中に含まれている鉄とマンガンによるものです。この 鉄とマンガンは塩素消毒することにより酸化し、赤茶色に変化した状態で徐々に水道管の内壁に付着していきます。これが、近くで火事のあった時や皆さんが一斉に水を使った時など水道水の流れが大きく変化した際に、水道管から剥がれ落ち、発生するものです。

赤水(濁り水)発生による捨て水を行っていただいた方は、ご連絡ください。発生原因によっては、水道料金等の検針水量から差し引く制度があります。

①赤水(濁り水)が発生した場合、まずは、上下水道部または佐倉市上下水道お客様センターまでご連絡ください。ご自宅においては、水道水の濁りが解消するまで蛇口等から捨て水放流を行ってください。浄水器、お湯(給湯器)による放流は、機器等に影響がでる可能性がありますので行わないでください。屋外に放流しやすい水栓等がありましたらご利用ください。

②水道水の濁りが解消しましたら上下水道部または佐倉市上下水道お客様センターに、水道使用者様の「ご住所」、「ご氏名」、「ご連絡先」、「放流に使用した蛇口の数」、「放流した時間」をお知らせください。

③各ご家庭の検針後、ご連絡いただいた捨て水量を計算し※1、検針月の月末に、請求金額変更のお知らせを送付させていただきます。

※1 検針水量からご連絡いただいた捨て水量を差引いた水量が、普段お使いの水量の8割を下回る場合は、普段お使いの水量の８割をご請求時の水量とさせていただきます。(下例参照)

【例】20㎥(蛇口5個×２時間)捨て水の場合

40㎥(普段お使いの水量)×0.8 ＞ 50㎥(検針水量) ― 20㎥(ご連絡いただいた捨て水量)※2

32㎥ ＞ 30㎥　請求させていただく水量は、32㎥となります。

※2 ご連絡いただいた捨て水量は、1時間(蛇口1個)の放流水量を２㎥とみなします。

【問合せ】上下水道部 ☎043-485-1191
佐倉市上下水道お客様センター ☎043-486-1555

水道のトラブルが発生したときは、指定工事店にお願いしてください。

漏水など水道修理につきましては、佐倉市水道事業指定給水装置工事事業者(指定工事店)にお願いしてください。

蛇口のパッキン交換や水道のみの 蛇口の交換など軽微なものを除き、**佐倉市の指定を受けていない者が修理を行うことはできません。**

修理をお願いする工事事業者がわからない場合には、佐倉市管工事協同組合(☎485-8660)で24時間受付しておりますので、ご相談ください。

また、指定工事店の一覧を上下水道部ホームページに掲載しています。

http://www.city.sakura.lg.jp/0000002703.html

令和2年度水質検査計画を作成しました

1．はじめに

佐倉市上下水道部では、市民の皆様が安心して水道水を利用していただけるよう、水道法に基づいた水質検査を実施しております。

令和２年度の水質検査計画を策定いたしましたので、その概要についてお知らせいたします。

2．浄水(給水栓)の水質検査計画

採水地点及び頻度
・市内3か所の給水栓……年12回
・市内9か所の給水栓……年４回
※色、濁り及び消毒の残留効果は市内３か所の給水栓で毎日検査します。

3．原水(地下水系)の水質検査計画

採水地点及び頻度
・3浄水場の原水(地下水)……年12回
・市内32か所の水源(井戸) ……年４回

4．臨時の水質検査

水源等で著しい水質の変化があり、給水栓で水質基準を超える恐れがある場合には、必要に応じて水源や浄水場、給水栓等から採水し、臨時の水質検査を行います。

5．水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画の詳細については、上下水道部ホームページ、または、市政資料室にある「佐倉市上下水道部　令和２年度水質検査計画」をご覧ください。これまでの水質検査の結果については、上下水道部ホームページ、または市政資料室にある「水道事業概要」にて公表しております。

令和2年度 水道事業・下水道事業会計予算について

令和2年度 水道事業 予算の概要

安心で安全な水を安定的にお客様にお届けし、健全経営の維持に努めます。老朽化した施設の更新や耐震化を中心に事業を進めます。

収益的収支（水道水を作り、ご家庭に送るための費用と、その財源です）

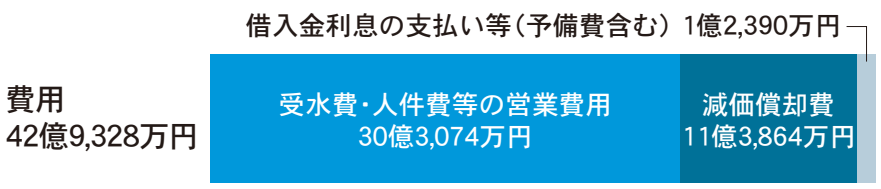

資本的収支（水道施設の更新や耐震化のための費用と、その財源です）

※1 長期前受金戻入は、負担金や寄贈により取得した水道管などを収益として計上していくものです。
※2 不足額は、損益勘定留保資金（施設の建設や更新のために用意している現金）などで補います。

令和2年度 下水道事業 予算の概要

老朽化した公共下水道管の更新や中継ポンプ場などの下水道施設の改修を進めます。

収益的収支（汚水処理や、雨水排除するための費用と、その財源です）

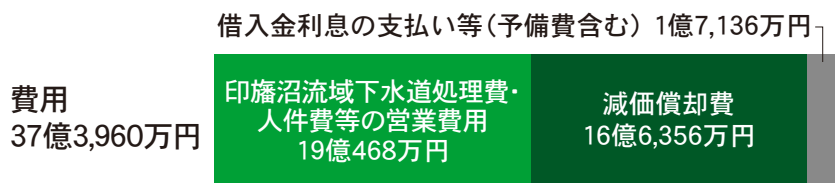

資本的収支（下水道施設の更新や耐震化のための費用とその財源です）

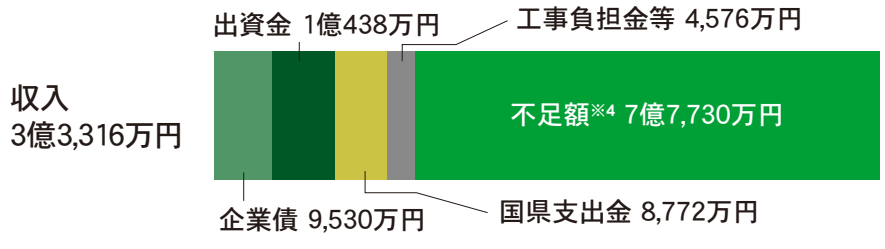

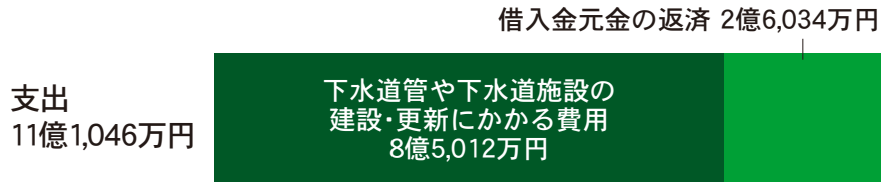

※3 長期前受金戻入は、補助金や寄贈により取得した下水道管などを収益として計上していくものです。
※4 不足額は、損益勘定留保資金（施設の建設や更新のために用意している現金）などで補います。

佐倉市水道料金及び下水道使用料のあり方に関する懇話会委員を募集します

水道料金及び下水道使用料の今後のあり方についての意見交換などを行っていただきます。
応募資格は、次の条件を全て満たす方です。
(1)平日昼間の会議(6回程度)に参加できる、20歳以上の市内在住・在勤・在学の方
(2)市の附属機関等の委員を3つ以上兼ねていない方
(3)国または地方公共団体の議員または本市の常勤職員でない方

【任　　期】委嘱日から令和3年3月31日まで
【報 酬 等】1回あたり7,600円及び交通費　　**【募集人員】**2人
【応募方法】申込書に必要事項を記入のうえ、小論文(テーマ「これからの水道事業・下水道事業に期待すること」400～800字程度)を添付して郵送、持参、FAXまたはEメールにより経営企画課へ提出してください。
【締 切 り】4月24日(金)※郵送の場合は必着
【申 込 書】申込書は、佐倉市役所3号館経営企画課で配布。(郵送を希望の方は、ご連絡ください)
上下水道部ホームページからもダウンロードできます。
【選考方法】書類選考(結果は応募者全員に通知します)※応募書類は返却いたしません。

水道水中の放射性物質について

令和2年3月16日現在、浄水場で採取した水道水から、放射性セシウム及び放射性ヨウ素は検出されていません。
今後も皆様に安心してご使用いただけるよう検査を継続していきます。

●上下水道部へのお問い合わせは
電話番号：043-485-1191　FAX番号：043-485-1194
E-mail：suidou@city.sakura.lg.jp
ホームページ：http://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/10-1-0-0-0_12.html